



埼玉県報

第387号
令和5年(2023年)
2月14日
火曜日

目次

告示

- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告（共助社会づくり課）
- 認定液化石油ガス販売事業者の認定（化学保安課）
- 彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事事業に係る環境影響評価書の縦覧（環境政策課）
- （仮称）株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業に係る環境影響評価書の縦覧（環境政策課）
- 国民健康保険事業費納付金の算定に用いる数（国保医療課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 第50期埼玉県労働委員会委員候補者の推薦（雇用労働課）
- 営業所の所在地が確知できない建設業者の公告（建設管理課）
- 川越都市計画事業施行の周知（道路街路課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 所沢都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧（公園スタジアム課）
- 県道上尾蓮田線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道さいたま菖蒲線の区域の変更（北本県土整備事務所）

告 示

埼玉県告示第百六十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和五年二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人夢舞台

二 代表者の氏名

新井 秀親

三 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市中台二丁目十四―十二

四 更新後の認定の有効期間

令和四年二月二十八日から令和九年二月二十七日まで

告示

埼玉県告示第百六十九号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定に基づき、次の者を認定液化石油ガス販売事業者として認定したので、同法第八十八条第二項の規定により公示する。

令和五年二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

住 所	氏名又は名称及び法人に あつてはその代表者の氏名	認 定 年 月 日
埼玉県比企郡嵐山町む さし台一丁目三番地一	嵐山ガス株式会社 岩澤一郎	令和五年二月八日

告示

埼玉県告示第百七十号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、オリックス資源循環株式会社から寄居町の区域内において行われる彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事業について環境影響評価書の提出があった。

なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和五年二月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県北部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

寄居町生活環境エコタウン課

深谷市環境課

小川町環境農林課

東秩父村保健衛生課

二 縦覧の期間

令和五年二月十四日（火）から令和五年二月二十八日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日を除く。）

告 示

埼玉県告示第百七十一号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、株式会社シタラ興産から深谷市の区域内において行われる（仮称）株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業について環境影響評価書の提出があった。

なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和五年二月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県北部環境管理事務所

深谷市環境課

熊谷市環境政策課

二 縦覧の期間

令和五年二月十四日（火）から令和五年二月二十八日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日を除く。）

告示

埼玉県告示第百七十二号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九条第三項、第五項及び第八項、第十条第三項及び第六項並びに第十一条第三項及び第六項の規定に基づき、令和五年度国民健康保険事業費納付金の算定に用いる数を次のとおり定めた。

令和五年二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

係数	数値
医療費指数反映係数	〇・三三
一般納付金所得係数	一・一一三〇〇五九一二一五七九
一般納付金基礎額調整係数	一・〇二八六八二五二二七六一五
後期高齢者支援金等納付金所得係数	一・一〇三七二七九三八四八六六
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九九二九一五
介護納付金納付金所得係数	一・〇八三四〇八九二四四九二六
介護納付金納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九九八四〇四八

告 示

埼玉県告示第百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）オーケー新座野火止店

埼玉県新座市野火止一丁目千百番四十八外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

有限会社野火止テニスクラブ 代表取締役 小泉哲也

埼玉県新座市野火止一丁目十三番十号

大規模小売店舗において小売業を行う者

オーケー株式会社 代表取締役 二宮涼太郎

神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年十月十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千七百三十九平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一一〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二八・一立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和五年一月三十一日

二 縦覧期間

令和五年二月十四日から令和五年六月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年二月十四日から令和五年六月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品神川店

埼玉県児玉郡神川町大字渡瀬七百十四番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前十時から午後七時

（変更後） 午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前九時三十分から午後七時三十分

（変更後） 午前八時三十分から午後九時三十分

ハ 変更年月日

令和五年二月二十三日

ニ 届出年月日

令和五年一月三十一日

二 縦覧期間

令和五年二月十四日から令和五年六月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年二月十四日から令和五年六月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百七十五号

第四十九期埼玉県労働委員会委員の任期が令和五年四月二十五日をもって満了するため、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、次のとおり次期労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求めらる。

令和五年二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 推薦資格

イ 労働者委員候補者を推薦できるもの

埼玉県内の区域内のみに組織を有し、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号。以下「法」という。）第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合とする。

ロ 使用者委員候補者を推薦できるもの

埼玉県の区域内のみに組織を有する使用者団体とする。

二 被推薦者資格

法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者であること。

三 推薦手続

イ 労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、推薦書及び略歴書に、当該労働組合が法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の埼玉県労働委員会への証明書を添付して提出すること。

ロ 使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、推薦書及び略歴書を提出すること。

四 推薦期間

令和五年二月十四日（火）から同年三月十五日（水）まで

五 推薦に必要な書類の提出先

埼玉県産業労働部雇用労働課

告示

埼玉県告示第百七十六号

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。

令和五年二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
有限会社創電舎	田口英樹	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷三丁目二番七号
有限会社豊栄工業	吉田豊	埼玉県川越市大字木野目千二百十三番地一
株式会社宏心造園土木	北村宏明	埼玉県所沢市北岩岡二十六番地七
株式会社三剛建設	松江茂雄	埼玉県草加市栄町二丁目五番二十三号八〇五号

告示

埼玉県告示第百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和五年関東地方整備局告示第十九号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和五年二月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県川越市旭町二丁目十三番地六

三 都市計画事業の種類及び名称

川越都市計画画道路事業三・三・四十四号川越北環状線

四 事業施行期間

令和五年二月七日から令和十四年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

埼玉県川越市脇田新町、野田町二丁目、上野田町、大字野田字上野田町及び大字小室字鶴塚地内

ロ 使用の部分

埼玉県川越市野田町二丁目、上野田町、大字野田字上野田町及び大字小室字鶴塚地内

告 示

埼玉県告示第百七十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―二六―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県加須市北篠崎字本田一番一外十一筆

埼玉県加須市北大桑字川端二番外十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 五百七十九・二六八立方メートル

告 示

埼玉県告示第百七十九号

所沢市から所沢都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

令和五年二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年二月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月十四日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上尾蓮田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
四地先まで	上尾市大字平塚字八ツ山八四六番六地 先から同市大字平塚字八ツ山八五八番	区 間
九・八〇〇〜一一・八〇	八・〇五〇〜八・三六	敷地の幅員 (メートル)
六八・三〇		延 長 (メートル)
道路改良工事による。		備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年二月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月十四日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま菖蒲線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
四地先まで	上尾市大字平塚字八ツ山八四六番六地 先から同市大字平塚字八ツ山八五八番	区 間
九・八〇〇一・八〇	八・〇五〇八・三六	敷地の幅員 (メートル)
六八・三〇		延 長 (メートル)
道路改良工事による。		備 考